

15/2
34.7.4

ロシアの「一チハ」政権は、ウクライナ東部・南部4州の「住民投票」で併合が多数を占めたとして、1月30日、ロシアへの併合を一方的に実施しました。2014年のクリミア半島併合と並び、武力による國連憲法の奪取です。

國連憲法は加盟國の主權、独立、領土保全の尊重を定め、武力行使の効力による威嚇を禁じています。まるで宣戦せば、領土拡張の野心のために威嚇し、國際法を幾重にも踏みこじる大國主義、威權主義の暴挙であり、直ちに撤回されねばなりません。

何の効力もない住民投票、一チハ大統領は、30日に行なった演説で國連憲法第一条の「人民の同意なく併合は、違法の原則」を根拠

ロシアの併合宣言

主張

に至りました。憲章違反の評議がたい復讐です。

「住民投票」はロシア軍の上級下や実施されました。武力で侵略して強制した投票です。兵士が投票して投票させたのです。

そもそも、一チハ大統領は侵略の國連で報酬して投票させた。

多くの住民が戦火に遭われて国

開始からクラインの主權、独

立を防衛する」と述べ、核兵器

の使用も既に姿勢を示しました。核

武器による威嚇を強

めたことは重大で

立を認めた、ロシアと一体不可分

自由に憲法を表明する投票なり成

立しません。4州の中

には、ウクライナの

立派な國民権を踏みにじつづく

のは、一チハ政権です。

併合宣言によって侵略戦争に新

たたな危険が生じます。

アーチン政権は早速、4州住民

併合は、東部の「国、陸、海」を軍事封鎖の対象として、ウクライ

ナ国連にての戦闘に勝つ立てて部の地域とロシアが「編入条約」を結ぶ形となりました。いずれも

いおか。『領土の徵収は、ロシ

ア領地が批准したシルバーフ第4

条約（文明保護条約）など、國際法

の予備役動員、核兵器使用の威嚇

と一体に行われました。戦況が不

利に傾き、連合諸国は一チハ

政権が打開を狙つたひどい攻撃を

かです。

國連は、領土の徵収を

主張してきました。ウクライ

ナの領土を奪つておきながら

、他国の領土を奪つておきながら

、同様を回復する行動に核兵器

の使用をかわらぬ軍事通商

ならます。残された者は侵略をや

めました。ひどい。

「侵略戦争をやると」「國連憲

法の使用を絶対に止めてはなら

ない」と、アーチン政権は、

政権を回復するにいたる何よりも

重要な問題です。